

第2回佐賀県立牛津高等学校魅力強化委員会を開催します

佐賀県立牛津高等学校では、令和4年度にコミュニティ・スクール制度を導入しました。導入に伴い、学校運営協議会（本校での名称は牛津高等学校魅力強化委員会）を令和4年6月1日付けで設置し、令和5年度第2回牛津高等学校魅力強化委員会の開催を下記のとおり開催いたします。

つきましては、佐賀県立学校運営協議会の設置等に関する規則第8条に基づき、本委員会を公開といたしますので、傍聴希望の方は、令和5年6月2日（金）までに下の担当までご連絡ください。

記

- 1 開催日時 令和5年6月5日（月）17時より18時30分まで
- 2 開催場所 佐賀県立牛津高等学校 3階会議室
〒849-0303 小城市牛津町牛津274番地 0952-66-1811
- 3 主な議事等の内容
 - ・新制服について
 - ・学校魅力発信について

お問い合わせ／傍聴申込先

佐賀県立牛津高等学校 主幹教諭 北村 恭子

電話番号：0952-66-1811

アドレス：ushidukoukou@education.saga.jp

参考資料

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1. 設置の目的

地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりをしていくため、地域や学校の実情に応じて学校の運営に関して協議する場が学校運営協議会です。

2. コミュニティ・スクール導入のメリット

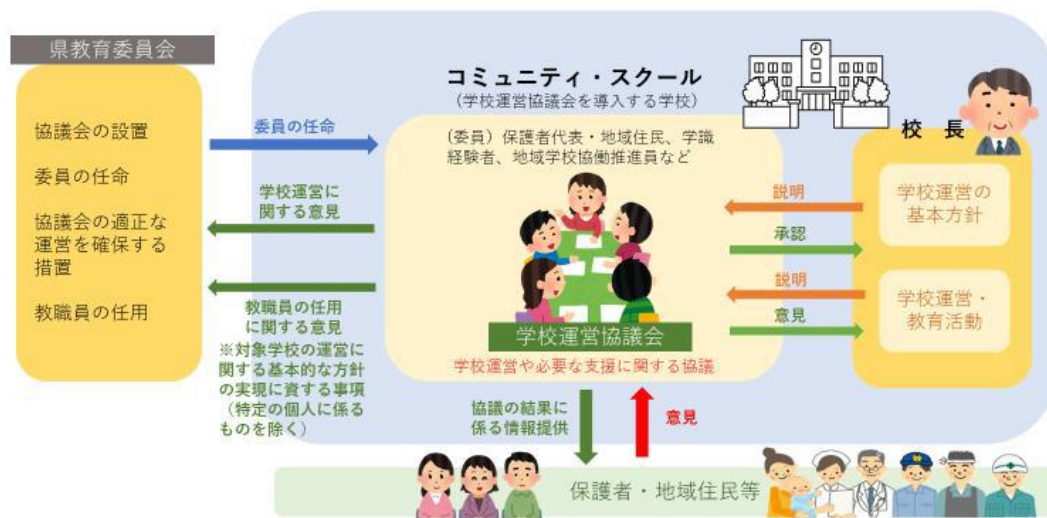
- ✓ 地域の資源や人材を活かした魅力ある高校づくり
保護者、地域住民等の学校運営への参画や地域との連携・協働を促進することで、学校運営の改善につながり、学校の魅力づくりにつなげることができます。
- ✓ 地域を担う人材の育成
地域の課題解決など地域活性化への取組や、地域ならではの資源や人材を活用することにより、地域を愛する心を育み、生徒、児童の 主体性・協働性などの力を伸ばすことができます。

3. 学校運営協議会での協議の内容

- ✓ 育みたい地域の担い手の姿や目指す学校の姿等に関する学校運営のビジョン（学校運営の基本方針）を共有し、校長は協議会の委員の意向や意見をこの基本方針に反映させます。
- ✓ 学校の運営全般について、県教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。
- ✓ 学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から、教職員の任用に関する事項について、直接、任命権者に対して意見を述べるすることができます。ただし、特定の個人の採用に関するものは対象から除外されます。

4. 協議会の委員（一例です）

- ✓ 保護者
- ✓ 地域の住民
- ✓ 同窓生
- ✓ 地域の民間企業の関係者
- ✓ 有識者
- ✓ 連携する地方自治体の職員



佐賀県教育委員会 「学校運営協議会」設置の手引より引用